

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、遵法経営の実施及び株主利益の極大化を主たる目的として、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を図るために、社外取締役の選任により、取締役会の客観性・妥当性を確保し、社外取締役2名を含む3名の監査等委員による取締役会の適法性・妥当性の監査を行っております。また、社外取締役のみで構成されるガバナンス委員会を設置し、適切なコーポレート・ガバナンスの検討を定期的に行っております。なお、役員の選任及び役員報酬の算定については、透明性・客観性を確保するため半数を社外取締役で構成された取締役会の諮問機関である指名委員会・報酬委員会を設置し、内容の審議・検討を行い、それらの答申を踏まえ代表取締役社長が取締役に諮り決定しております。さらに、経営と執行の分離及び業務執行の機動性を確保するため執行役員制度を導入しております。

その他に、当社ではディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの重要な柱と位置付けており、法令等に基づく開示、会社説明会の開催、機関投資家やアナリストとの個別ミーティングの実施等により、当社及び当社グループの現状のみならず今後の事業戦略についても、迅速かつ正確なディスクロージャーに努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1-2-4 議決権行使の電子化・招集通知の英訳】

当社は、現在議決権電子行使プラットフォームを利用しております。また、英語訳の決算短信をホームページにて継続して発信しております。株主総会招集通知は、海外投資家比率の上昇を考慮して、英訳による情報開示を検討いたします。

【原則3-1-2 英語での情報発信】

当社は、現在議決権電子行使プラットフォームを利用しております。また、英語訳の決算短信をホームページにて継続して発信しております。株主総会招集通知は、海外投資家比率の上昇を考慮して、英訳による情報開示を検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-3 資金的政策の基本的な方針】

当社は、株主価値を中長期的に高めるために、資本政策の方針が極めて重要であると認識しており、最適な株主資本の水準を形成していくことと併せて、株主還元を高めつつ、積極的な事業投資による利益の拡大を目指すことにより、資本効率を高めることを基本方針としております。

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

1. 保有方針

当社における株式の保有は、投資先企業の取引関係の維持・強化による当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上につながるかどうかを検討し、総合的に判断いたします。

2. 可否判断

保有・売却について、中長期的な保有意義の確認、配当等のリターンも勘案しつつ、経済合理性の検討を行った上で、取締役会にて審議・決定いたします。

3. 行使基準

議案ごとに、当該企業の中長期的な企業価値向上につながられるか、また、当社グループの企業価値を毀損することがないかを確認し、企業との対話等を通じて賛否の判断を行い議決権を行使いたします。なお、議案に賛成できないと判断する場合は、当該企業の株式売却につき検討することがあります。

【原則1-7 関連当事者との取引】

「取締役の競業取引」及び「取締役と会社間の取引」は、会社法及び当社の取締役会規程に基づき、取締役会の事前承認を得るとともに、当該取引の状況について取締役会に報告することとしております。

関連当事者との取引の内容、取引条件及び取引条件の決定方針等については、有価証券報告書等において開示しております。

【原則3-1(1) 情報開示の充実(会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略・経営企画)】

トップメッセージや企業理念・中期経営計画をホームページ、アニュアルレポートにおいて開示しております。

【原則3-1(2) 情報開示の充実(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針)】

本報告書「基本的な考え方」において開示しております。

【原則3-1(3) 情報開示の充実(経営陣幹部・取締役の報酬の決定方針と手続)】

当社は、監査等委員会設置会社ですが、任意で報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、役員等の報酬が中長期的な業績向上へのインセンティブとなるように、株主総会に提出する報酬に関する議案の取締役会への付議、個人別の報酬等に関する決定方針及びその内容を審議しております。

【原則3-1(4) 情報開示の充実(経営陣幹部の選任・取締役候補の指名方針と手続)】

当社は、監査等委員会設置会社ですが、任意で指名委員会を設置しております。指名委員会は、取締役会が経営の監督機能を十分に発揮できるよう、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の取締役会への付議、当社の取締役候補者の選任及び解任に関して指名委員会が必要と認めた事項を審議しております。

【原則3-1(5) 情報開示の充実(取締役の選任・指名に関する説明)】

取締役の選任理由は株主総会招集通知に記載しております。

【原則4-1-1 経営陣への委任の範囲】

当社は、意思決定及び監督を行う取締役会の機能と業務執行を行う執行役員の機能を分離し、職務権限規程にてその範囲を定めております。取締役会は法令及び取締役会規程に従い、重要な業務執行の意思決定を行うほか、経営会議の監督及び業務執行状況の監督を行います。取締役会で決定すべき事項以外の業務執行及び決定については、取締役と執行役員で構成される経営会議を取締役会の下に設置し、取締役会での決議事項を除く重要議案について事前に検討・議論し取締役会の審議の充実を図るほか、取締役会付議には至らない重要議案についての意思決定と情報の共有を行っております。

当社は、取締役会の監査・監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実、経営の公正性・効率性向上のため、平成28年3月に監査等委員会設置会社に移行いたしました。これにより、定款において当社は会社法第339条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部、または一部を取締役に委任することができる旨を定め、迅速・的確な意思決定を行ってまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は現在、取締役8名のうち3名を独立社外取締役として選任しております。独立社外取締役の選任については、取締役会の経営監督機能を強化し公正性を確保するため、員数を取締役員数の3分の1以上とし、当該候補者の人物像(専門分野・経験・経歴等)をステークホルダーの要請や人員の多様性、経営方針と照らし合わせて随時検討を行い、適任者がいれば今後も選任を行っていく方針であります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

社外取締役を選任するにあたっては、経験に裏づけされた高次の視点から当社経営の監督を行うことを期待しており、その役割を担うに相応しい人格、識見及び業務・専門職経験を備えているかを総合的に検討して、十分にその能力があり、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考に、当社との人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係を確認し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性のある者を、指名委員会において、社外取締役候補者に指名しております。

【原則4-11-1 取締役選任の方針・手続】

当社の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とし、当社グループの事業に関する深い知見を備える取締役や、独立した客観的立場から監督を行う社外取締役等、専門分野や経験等のバックグラウンドが異なる多様な役員で構成するものとしております。取締役の選任については、社外取締役が半数以上を占める指名委員会において、能力・業績等の多面的な評価に基づいて審議を行い、取締役会において決定しております。

【原則4-11-2 取締役の他社兼任状況】

当社取締役の役員兼任状況については、招集通知の「株主総会参考書類」及び有価証券報告書の「役員の状況」において開示しております。社外取締役が他の会社の役員を兼任する場合には、当社の取締役としての役割・責務を適切に果たすために必須となる時間・労力を確保する視点から、その数を合理的な範囲にとどめます。

【原則4-11-3 取締役会の評価】

1. 実効性評価の目的・方法

当社は、年1回、取締役全員を対象として、取締役会全体の実効性に関する自己評価をアンケートにより実施し、評価結果に基づいて取締役会で審議し、取締役会の実効性向上を図ります。

平成28年度の分析・評価結果の概要は以下のとおりです。

2. 取締役会の実効性に関する評価結果の概要

- (1) 当社の取締役会は、十分な情報に基づき、活発な議論をもとに各取締役の意見を反映した戦略の決定を行っており、各部門及びグループ会社と共有する等、取締役会全体の実効性は十分確保されている。
- (2) 取締役会の資料については、ポイントを明確にし、有意義な審議が出来るよう、フォーマットを改善すべきである。また、議案の内容を事前に十分に確認・理解した上で、取締役会において実効的な議論を行うため、資料配布を現在よりも更に前倒しするべきである。
- (3) 付議基準の更なる見直しを進め、適切な審議時間を確保すべく、今後は、顕在化していないリスクや会社の中長期的な戦略に関する審議により多くの時間をかけるべきである。
- (4) 新規事業に関して事業計画の精査及び進捗状況の報告に関して、より時間をかけるべきである。

3. 実効性向上のため改善策

取締役会は認識された課題に対する施策を議論した結果、以下の改善案を策定、承認いたしました。

・取締役会の付議基準の更なる見直しを進めるとともに、中長期的な戦略を議論する場を取締役会とは別に設置する等により、適切な審議時間を確保し、会社の中長期的な戦略に関する審議が充実するよう運用面での更なる改善を図ります。

・潜在的なリスクに対し、防止もしくは適時に発見するための方策について議論に時間を割くなどの改善を図ります。

・新規事業に関し、事業計画の精査及び進捗確認を行い、取締役会に定期的に報告する手続きの整備を行うよう改善を図ります。

【原則4-14-2 取締役のトレーニング】

当社は、取締役及び執行役員が各々に求められる役割・責務を適切に果たすことができるよう、会社が費用負担し以下のとおり社内取締役・執行役員、社外取締役及び新任社内取締役・執行役員向けに研修を実施いたします。

1. 社内取締役・執行役員向け

外部講師を招き身近な法令違反、当社で起こりうる違法行為、M & Aの買収先の選択や決議時の留意点、海外取引を含めた子会社管理方法等、実例ベースでの研修を実施いたします。

2. 社外取締役向け

「グループ会社経営方針発表会」への参加や必要に応じて各社の取締役会等に参加する等、事業内容を含めた当社グループの理解を深めることをテーマとして実施し、事業理解を通じて監督機能の実効性を高めます。

3. 新任社内取締役・執行役員向け

役員として必要な法律、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス等最低限の知識を習得するため外部機関等で研修を受講する機会を提供いたします。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、以下の方針により重要なステークホルダーである株主・投資家の皆様との建設的対話やコミュニケーションを大切に、互いの考えや立

場を踏まえ、適切な対応をすべく推進いたします。

1. 推進体制及び部門間連携

(1) 当社では、IR担当役員が責任者として株主・投資家との建設的対話・コミュニケーションを進めてまいります。

また実質的な業務は経営統括本部が担当しております。

(2) 経営統括本部が主体となり、総務部、経営管理本部等のスタッフが日常的に打合せを行い有機的に連携しながら当該業務を推進いたします。

2. 株主・投資家との対話

(1) 株主・投資家との対話は、対話で得られた結果を経営に反映するため、可能な限り代表取締役社長またはIR担当役員が行うことを基本としております。

(2) 個別での面談のほか以下のような手段を推進いたします。

・中期経営計画及び事業戦略等に関する会社説明会の実施

・証券会社等主催のIRカンファレンスへの参加

・ホームページ、株主総会招集通知等を通じた情報提供の充実

(3) 株主総会を株主・投資家との重要な対話の場と捉え、十分な質疑応答を行います。

3. 株主・投資家の意見に対する社内フィードバック

株主・投資家との対話・コミュニケーションで得られたご意見等は、経営陣(内容により取締役会)に対してフィードバックを行います。

4. インサイダー情報の管理

株主・投資家との対話・コミュニケーションにおいて当社のグループインサイダー取引防止規程に従い適切にインサイダー情報を管理するとともに、それに従事する役員・従業員に対し、インサイダー情報に常に留意するよう周知徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社船井本社	3,788,786	10.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,105,700	5.85
株式会社三井住友銀行	1,301,335	3.61
船井和子	1,071,001	2.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	817,600	2.27
日本生命保険相互会社	708,000	1.97
船井勝仁	704,640	1.96
船井総研グループ従業員持株会	649,528	1.80
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE FIDELITY FUNDS	640,720	1.78
TAIYO HANEI FUND, L.P.	614,900	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
砂川 伸幸	学者													
中尾 篤史	公認会計士													
小林 章博	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
砂川 伸幸			国立大学法人京都大学経営管理大学院教授	<p>【社外取締役に選任している理由】 大学教授として高度な専門知識と高い見識を有し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして選任しております。</p> <p>【独立役員に指定した理由】 一般株主と利益相反の生じるおそれがないため。</p>

中尾 篤史		公認会計士・税理士 CSアカウンティング株式会社 専務取締役	<p>【社外取締役に選任している理由】 公認会計士及び税理士としての専門的見地から、当社の経営に対して提言及び取締役会の適法性・妥当性を監査していただくため、社外取締役として選任しております。</p> <p>【独立役員に指定した理由】 一般株主と利益相反の生じるおそれがないため。</p>
小林 章博		弁護士 中央総合法律事務所 京都事務所代表	<p>【社外取締役に選任している理由】 弁護士としての豊富な経験と識見を活かし、当社の経営に対して提言及び取締役会の適法性・妥当性を監査していただくため、社外取締役として選任しております。</p> <p>【独立役員に指定した理由】 一般株主と利益相反の生じるおそれがないため。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、当該委員会の補助スタッフを3名配置しております。
なお、監査等委員会の補助者は、人事異動、人事考課については、業務執行者からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査室では年間計画を期初に立案し、年間を通じ整備とした監査を行っております。内部監査の結果は、代表取締役社長及び監査等委員会に監査報告を具申し、内容を検討し、改善指示書を作成の上、改善案を実行する体制となっております。なお、監査対象には子会社も含んでおり、必要に応じて臨時的監査も行っております。

監査等委員会は、取締役会と連動して毎月1回開催され迅速かつ公正な監査体制がとられており、会計監査人と監査方針及びスケジュール等の打合せ及び相互の情報交換を行い、監査の実効性を高める工夫を行っております。また、全部署の業務につき、常勤監査等委員(1名)を中心に計画的・網羅的監査が実施されております。さらに、会計監査人による会計監査の結果は監査等委員会にも報告され、内部統制の指摘事項等につき改善がなされているか随時監査できる体制をとっております。当社の内部監査室、監査等委員会、会計監査人は必要に応じ相互に情報の共有及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上及び内部統制機能の充実に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

役員の選任及び役員報酬の算定については透明性・客観性を確保するため、半数を社外取締役で構成された取締役会の諮問機関である指名委員会・報酬委員会を設置しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上及び株価上昇に対する意識を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の従業員
-----------------	-----------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社取締役及び執行役員に対し、中期的な観点で業績や株価を意識した経営を動機づけるため、また、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。
当社従業員及び子会社取締役、執行役員並びに従業員に対し、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告書において取締役の報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
---	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で算定しており、報酬委員会において検討・審議し、取締役会において協議、決定しております。
各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等については、担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、報酬委員会において総合的に助案し、その審議結果及び答申を踏まえ、代表取締役社長が取締役会に諮って決定しております。
監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員報酬等の限度内で算定しており、報酬委員会において検討・審議し、その審議結果及び答申を踏まえ、監査等委員会が協議、決定することとしております。
なお、役員報酬の透明性及び客観性を確保するために、平成22年1月より報酬委員会を設置しております。報酬委員会は社内取締役2名、社外取締役2名の計4名で構成されており、役員報酬の決定方針及び個別の役員報酬について審議を行い、代表取締役社長及び監査等委員会に答申しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会資料について、事前配布を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、社外取締役の選任、監査等委員会による監査、適切なコーポレート・ガバナンスの検討を行うためガバナンス委員会を設置、取締役会の

諮問機関として指名委員会・報酬委員会の設置及び執行役員制度の導入を実施しております。

2. 会社の機関の内容

(1) 取締役会

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役5名(監査等委員である取締役を除く。)と社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成されており、毎月1回定例の取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また当社運営に関しては取締役会で専門的かつ多角的な検討がなされており、その上で迅速な意思決定が行われております。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に関しては任期を1年、監査等委員である取締役は任期を2年として各年度の経営責任の明確化を図っております。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は、常勤の取締役1名と社外取締役2名の3名で構成されており、経営に関する意思決定及び業務執行について有効な監視及び監査をしております。常勤監査等委員は、取締役会以外の経営会議等重要な会議に出席し意見を述べております。また社外取締役のうち1名の監査等委員は、公認会計士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、他1名の監査等委員は、弁護士であり、コンプライアンス分野における相当程度の知見を有しております。

(3) 指名委員会、報酬委員会

当社では、コーポレート・ガバナンスの向上を図るために、取締役会の諮問機関として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役候補者の決定を行う指名委員会と、役員等の報酬の算定を行う報酬委員会を平成22年1月1日に設置いたしました。両委員会とも透明性及び客観性を確保するため、社外取締役を委員に迎え入れております。指名委員会、報酬委員会ともに委員4名のうち2名が社外取締役であります。

(4) 業務の執行体制

当社では、取締役会の意思決定及び業務執行の監督機能と、各事業本部の業務執行機能を峻別するため、執行役員制度を導入しております。取締役会で決定された方針に従い、執行役員は日常業務の執行にあっております。なお、当社では取締役会とは別に執行役員で構成された経営会議を月に1回開催し業務の執行状況の確認、意思統一を図る体制をとっております。

(5) 会計監査の状況

会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を結んでおります。当社と同監査法人及び同監査法人の業務執行社員の間には、公認会計士法の規定により記載すべき特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

川崎洋文 有限責任監査法人トーマツ

南方得男 有限責任監査法人トーマツ

平成28年12月期の監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者は、監査法人の選定基準に基づき決定されており、具体的には、公認会計士及び会計士試験合格者を主たる構成員とし、システム専門家等その他の補助者も加えて構成されております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士6名 公認会計士試験合格者3名 その他3名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

(1) 社外取締役を選任することにより、取締役会における客観性・妥当性を確保しております。

(2) 役員の選任及び役員報酬の算定について透明性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関である指名委員会・報酬委員会を設置し、両委員会ともに委員の半数を社外取締役としております。

(3) 経営と進行の分離及び業務執行の機動性を確保するため執行役員制度を導入しております。

(4) 当社は平成28年3月26日開催の第46回定時株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)を選任しております。取締役として取締役会での議決権が付与されることで、監査・監督機能の強化につながり、また、取締役会における社外取締役の比率を高め、経営の透明性・妥当性の向上により、さらなる企業価値の向上を図るものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早期発送することに努めており、平成28年12月期の株主総会においては、総会開催日は3月25日で、招集通知は3週間前の3月3日(法定期日の1週間前)に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日は12月31日であり、当初より他の上場会社の定時株主総会と同一の日を回避した株主総会の開催が可能です。また、多くの株主の皆様にご参加いただけるよう、土曜日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成21年12月期より、三菱UFJ信託銀行株式会社が運営するインターネット議決権行使ホームページ(パソコン及び携帯電話)を利用する議決権行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成21年12月期より、株式会社ICJが運営する機関投資家向けの議決権電子行使プラットフォームも利用が可能となっております。
その他	株主の皆様へ早期の情報提供を図るため、平成21年12月期より定時株主総会における招集通知及び決議通知を当社のホームページに掲載しております。 また、株主総会開催場所を交通アクセスのよい市街エリアに設定しております。 さらに、株主総会では事業報告及び計算書類の内容について映像を用いて報告させていただいております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	少なくとも年2回以上開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	少なくとも年2回以上開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、決算概要書(決算説明会資料)、株主総会の招集通知・決議通知、金融商品取引所の適時開示資料・任意開示資料、アニュアルレポート及び各種IR情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション室を設置しております。 また、経営管理本部等、社内関係部署と協議し企業内容等開示制度に適切に開示しております。 担当役員・・・取締役常務執行役員 経営管理本部本部長 奥村 隆久	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「人・企業・社会の未来を創る」というグループ理念に基づき、船井総研グループに関わる人・企業、そして社会に対して、より良い未来を提案し、その実現を全力でサポートしてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境ISO取得などの環境分野に関するコンサルティング活動を幅広く行っており、それらの活動の成果により社会に貢献し、社会の発展に結実する経営を目指しております。 また、当社グループでは一般財団法人船井財団を通じて「グレートカンパニーづくり」の推進や社会貢献活動を実施してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムの整備の状況

当社グループは「人・企業・社会の未来を創る」というグループ理念と「仕事を通じて、人と企業を幸せにする 常に社会に必要とされるグループ経営をめざす」というグループビジョンを当社グループの役員、従業員によって具現化するべく、適切な組織の構築、社内規程・ルール等の制定、情報の伝達及び業務執行のモニタリングを行う体制として内部統制システムを整備、運用します。これを適宜見直し、改善することで業務の適正性を確保します。

2. 内部統制システム構築の基本方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) - 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 当社グループは社会的責任に対する基本姿勢を示す「グループコンプライアンス規程」及び「グループ企業倫理行動憲章」を制定し、当社グループの役員、従業員が法令、社内規程・ルール等に従い、高い倫理観を持ち良識ある行動をとれるよう、その基準を明確にするものとする。
- ロ 当社グループは適切な内部統制システムを構築し、運用している。また、当社及びグループ会社の業務執行が法令、社内規程・ルール等に則って適正に行われていること、当社グループの内部統制システムの適正な運用を監査するとともに、必要に応じて改善のための提案を行うため、社長直轄の内部監査部門として、当社及びグループ会社の内部監査を行うものとする。
- ハ 取締役及び使用人は、重大な法令違反その他法令、社内規程・ルール等の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告することとする。
- ニ 違法行為、社会規範や企業倫理に反する行為を防止・是正するため、「グループホットライン規程」を制定し、当社グループに従事する者からの「社内ホットライン」を整備するなどコンプライアンス体制の充実に努めるほか、eラーニングを実施し役員及び従業員のコンプライアンスに対する意識の向上に努めることとする。
- ホ 当社グループは社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人や団体には断固たる態度で臨む。

(1) - 2 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 取締役の意思決定や職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することとする。
- ロ 組織的かつ効率的な業務遂行のために、各組織、各職位の責任と権限の体系を明確にした「職務権限基準」を制定するものとする。
- ハ 取締役会の決議により、業務執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任し業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図ることとする。
- ニ 当社グループの事業活動の連携と業務執行状況の確認、意思統一を図る機関として「経営会議」を設置し、当社グループ内の重要事項について審議することとする。
- ホ 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各グループ会社・各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期した業績目標の達成を図る。

(1) - 3 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 取締役の職務執行に関する決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「文書管理規程」、「機密文書管理規程」に基づき適切に保存することとする。
- ロ 情報の保護については「情報セキュリティ管理規程」を整備し、重要度に応じた閲覧権限の明確化、パスワード管理、情報の漏洩・改ざん・破壊防止の措置などについて役員、従業員に対して周知徹底を図ることとする。

(1) - 4 損失のリスクの管理に関する規程その他の体制

- イ 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、「リスク管理委員会」を設置し、重点対応リスクを抽出したうえで具体的な対策を講じる等、当社グループを取り巻くリスクを適切に管理する体制の整備に努める。
- ロ 当社グループの損失のリスクの管理に関して「グループ危機管理規程」を整備し、損失防止の管理体制を強化する。

(1) - 5 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ グループ各社における経営については、その自主性を尊重しつつ、当社グループの「グループ理念」と「グループビジョン」に示される基本的な考えを共有することとする。
- ロ 経営の健全性及び効率性の向上を図るため、当社からグループ会社へ取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、グループ会社との情報交換及び協議を行うため「グループ経営会議」を開催することとする。
- ハ グループ会社に対する調査・監査実施の体制として、監査等委員、会計監査人による監査に加えて内部監査も実施し、内部統制の有効性と妥当性を確保することとする。
- ニ グループ会社の業務運営等を管理するため「グループ会社管理規程」を制定することとする。
- ホ グループ会社における経営の健全性の向上及び業務の適正の確保が必要ときは、「グループ会社管理規定」に従い、グループ会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とする体制を整備することとする。
- ヘ 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、当社グループにおける財務報告に係る全社的な内部統制及び個別の業務プロセスの統制システムを整備するとともに、適正かつ有効な運用及び評価を行う。

(1) - 6 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- イ 取締役は、監査等委員の求めがあれば、従業員を監査等委員の職務の補助に従事させることとする。
- ロ 監査等委員補助者は、監査等委員の職務の補助に従事するものとし、補助者の人事異動、人事考課については、予め監査等委員会の同意を得るなど、業務執行者からの独立性を確保することとする。

(1) - 7 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- イ 監査等委員は「取締役会」、「経営会議」等の重要な会議に出席し、経営の状況や意思決定のプロセスについて常に把握し監査を行うこととする。
- ロ 監査等委員に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、「社内ホットライン」に寄せられた情報等について、求めに応じて取締役及び使用人より迅速かつ有効に報告がなされる体制を整備することとする。なお、報告者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

ハ 監査等委員に対して、内部監査室より内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行っており、監査等委員は必要に応じて内部監査室に調査を求めるなど内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。

(1) - 8 監査等委員会の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- イ 監査等委員会は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払いまたは償還を受けることができる。
- ロ 監査等委員会は、その職務の執行に必要と認めるときは、外部の専門家を利用することができ、これに要する費用はイによるものとする。

(1) - 9 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ 監査等委員会の過半数は社外取締役とし、監査の透明性を担保するとともに、監査等委員会は代表取締役、取締役と必要に応じ会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換し、必要と判断される要請を行うなど、代表取締役、取締役との相互認識を深めることとする。
- ロ 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、経営及び業務執行に関わる意思決定機関として取締役会を月1回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、グループ会社の月次報告の業績分析・評価を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点より審議しました。また、当社取締役、執行役員及び常勤監査等委員が出席する「経営会議」を月1回開催し、当社グループ内の重要事項について審議を行いました。

(2) - 1 内部監査

当社の内部統制システムの運用の適正性について、内部監査室が当社及びグループ会社の監査を実施し、監査の結果を当社代表取締役及び監査等委員に報告いたしました。

当社では、監査等委員3名のうち2名を社外取締役としており、監査の透明性を確保する体制としております。

(2) - 2 コンプライアンス

当社グループの役員、従業員のコンプライアンスに対する意識を高めるため、会議やeラーニングを用いて、コンプライアンス教育を推進いたしました。

(2) - 3 リスクマネジメント

当社に「リスク管理委員会」を設置し、当社及び当社グループにおける潜在リスクの評価、リスク発生の防止に努めるなど活動を行ってまいりました。また、当社グループにおいて「グループ企業倫理行動憲章」を制定し、反社会的勢力を排除するため、その条項を定めるとともに、新規の取引先においては与信申請時で確認し、適宜実施いたしました。

そのほか、当社及び当社グループを対象に「社内ホットライン」を設置し、当社及び当社グループの役員・従業員への周知を行いました。なお、当社顧問弁護士、監査等委員が社外の窓口となり会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を把握できる体制としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、その社会的責任における重要性を鑑み、反社会的勢力と一切の関係をもたないことを規範とし、当社グループの「グループコンプライアンス規程」において、その行動指針を定めており、当社グループの社員は「グループコンプライアンス規程」の行動規範に則り、指針に定められた行動をとることを入社時に誓約しております。

また、当社では、反社会的勢力を排除するための法的制度に則った社内制度の整備、早期情報把握のための危機管理制度の整備、有事の際の担当部署設置と経営トップを含めた全社的対応の徹底を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 危機管理制度を定め、組織として「リスク管理委員会」を設置し、早期情報把握に努めております。また、管轄部署を総務部とし、これらの情報把握に基づく、迅速な経営トップへの報告、対処の体制を構築している。

(2) この制度をもとに、社内事案の早期把握に基づいた情報の一元管理を実施し、顧問弁護士及び警察等の外部専門機関との連携の強化を図り、反社会的勢力との関係を遮断しております。

(3) 当社の業務受託時における受託規約の中に、反社会的勢力の排除の条項を記載し、明文化しております。

(4) 当社の与信管理規程の中で反社会的勢力を排除することの条項を定めるとともに当該規程に基づき与信管理制度を運用しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. リスク管理体制の整備状況

当社は損失のリスクの管理を含めた危機管理を行う全社横断的な組織として、リスク管理委員会を設置しております。各主要部門の担当取締役、執行役員及び従業員を中心に構成され、社内外における情報を収集し、様々な観点からリスク分析を行い、リスクに応じた対応策を検討、実施しております。

2. 適時開示体制の概要

(1) 決定事項に関する情報

重要な決定事項につきましては、原則として毎月1回開催しております取締役会において決定する他、必要に応じ臨時に取締役会を開催することで、迅速な決定を行える体制を整えております。決定された重要事実については、株式会社東京証券取引所の適時開示規則に従いまして、開示が必要であるか否か経営管理本部で検討し、開示が必要と判断されたときは、経営管理本部を通じて迅速に開示するよう努めております。また、必要に応じて会計監査人や弁護士とのアドバイスを受け正確かつ公平な会社情報を開示するよう努めております。

(2) 発生事実に関する情報

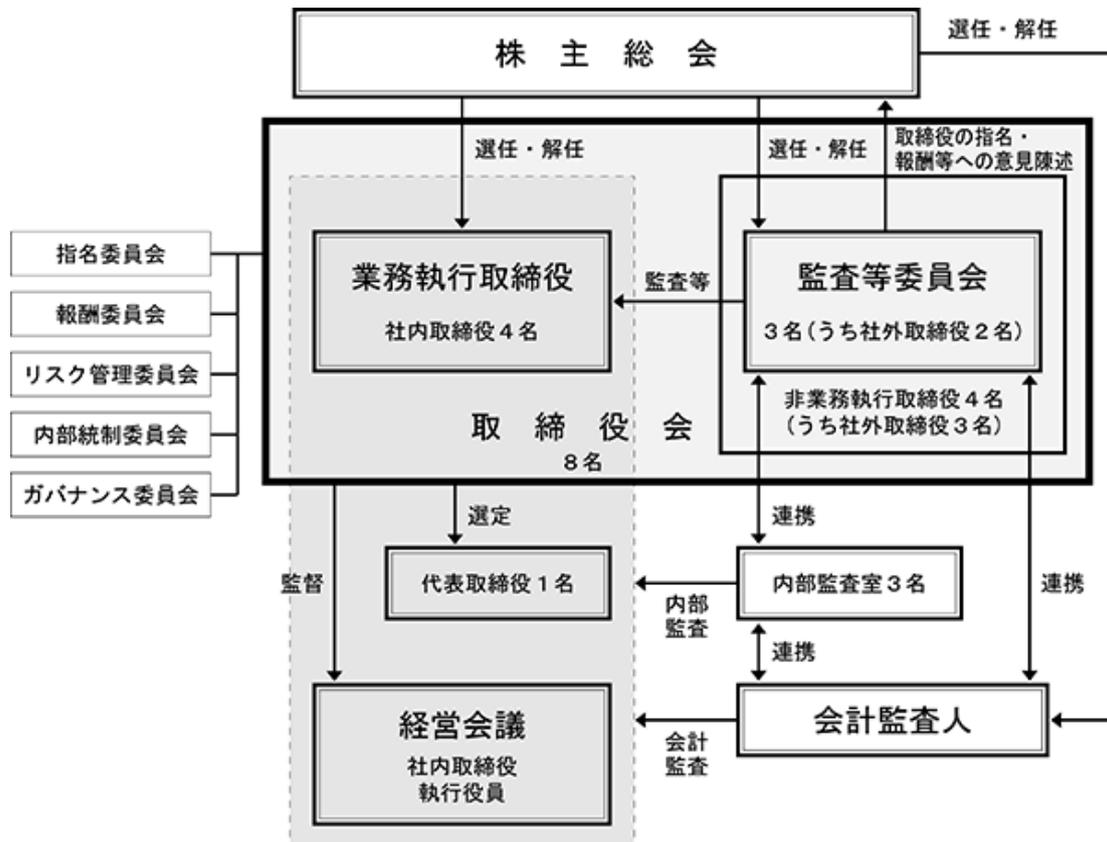
重要事実が発生した場合は、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに経営管理本部に情報が集約され、経営管理本部を通じ経営会議、取締役会に報告がなされます。当時に経営管理本部では、当該情報の内容の検討を行い、開示が必要と判断されたときは、経営管理本部を通じて迅速に開示するよう努めております。また、必要に応じて会計監査人や弁護士とのアドバイスを受け正確かつ公平な会社情報を開示するよう努めております。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、経営管理本部において、できる限りの迅速さをもって決算財務数値を作成し、会計監査人による監査、最終的に決算に関する取締役会において承認を受け、取締役会当日に決算情報の開示を行っております。

(4) その他

公表した決算資料は当社ホームページに掲載する等、積極的なディスクロージャーを行っております。また、経営管理本部及びコーポレートコミュニケーション室において、当社グループのIR情報等を立案し、開示しております。



【当社の適時開示体制の概要(模式図)】

